**平成２１年（フ）第５０７号**
北海道旭川市本町２丁目437番地の80　隣保会トキワの森
債務者　齋藤八代意
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５０９号**
北海道旭川市大町２条17丁目234番地の16
債務者　竹本　正司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５１０号**
北海道旭川市大町２条17丁目234番地の16
債務者　竹本恵利子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５１２号**
北海道旭川市豊岡６条４丁目３番12号
債務者　後藤　梨沙
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５２３号**
北海道旭川市南４条通21丁目３番地　フロンティア大雪206号
債務者　森田まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５３９号**
北海道旭川市神楽岡12条３丁目３番22号　奥平方
債務者　守屋惠美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５４０号**
北海道旭川市東光18条４丁目２番６号
債務者　宮本　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５４１号**
北海道旭川市東光18条４丁目２番６号
債務者　宮本佳紀子（旧姓浜中）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５４９号**
北海道旭川市永山町９丁目11番地の13
債務者　川浪　幸彦
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５０号**
北海道旭川市豊岡13条３丁目４番16号
債務者　柴田　美則
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５８号**
北海道旭川市永山８条６丁目４番19号　内藤繁
債務者　内藤　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５９号**
北海道旭川市永山８条６丁目４番19号　内藤繁
債務者　内藤　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５６０号**
北海道旭川市東光２条４丁目１番21号　ルクシマンション102
債務者　頓所　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７０１２号**
大阪市平野区流町１丁目７番16号　コーポ平野401
債務者　神澤　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４８０号**
大阪市東成区深江南１丁目10番12―206号
債務者　玄山こと　玄　　琮一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部